

## 新潟県条例第20号

新潟県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に掲げる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

**第3条** 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。

(非常災害対策)

**第4条** 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該無料低額宿泊所の所在する地域の環境及び入居者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

(暴力団等の排除)

**第5条** 無料低額宿泊所は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。